資料６

令和８年度第１４回（令和８年１０月２０日）庁議提案

☑審議　☐報告　☐その他

担当部・課：　産業部観光政策課〔内線３５３３〕

桃生総合支所地域振興課〔内線２３０〕

１　件名

石巻市桃生インフォメーションプラザの廃止について

２　施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

本施設は、地域間の情報交換を通じ住民の交流と定住を図り、あわせて地場産業の振興と地域経済の活性化を促進することを目的として平成６年１１月に設置し、当初は㈱よろしく桃生公社、その後、桃生町物産観光協会が施設を利用し地場産品の販売等を行ってきたが、経営不振から令和８年３月末をもって本施設での営業を終了し、撤退した。

その後、関係機関等と本施設の利活用協議を行ったものの、物産展示販売所等として本施設の利用を希望する者はいなかった。

【目的】

観光施設としての機能、役割がなくなったことから当該施設を廃止するもの。

３　根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令：☑有　☐無】

石巻市桃生インフォメーションプラザ条例（平成１７年石巻市条例第２３８号）

【総合計画の位置付け：☑有　☐無】

第６章　市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち

第２節　持続可能な行財政運営の推進

【個別計画の位置付け：☑有　☐無】

石巻市公共施設等総合管理計画

第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第７節　観光施設

４　提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成　６年１１月	桃生インフォメーションプラザ設置 ㈱よろしく桃生公社に管理運営を委託
平成１０年　８月	㈱よろしく桃生公社の解散
９月	桃生町物産観光協会が設立、管理運営を委託
平成１８年　５月	委託から施設利用許可に移行（以降毎年度継続）
令和　７年１０月	商品販売を休止し、令和７年度をもって利用終了する申出
令和　８年　３月	桃生町物産観光協会の退去
～７月	関係機関等との利活用協議

５　主な内容

石巻市桃生インフォメーションプラザを廃止する。

【廃止する施設の概要】

名　　称　　石巻市桃生インフォメーションプラザ
所 在 地　　石巻市桃生町中津山字四軒前４３番地１
建物構造　　鉄骨造平屋建
敷地面積　　２，３１６㎡
延床面積　　４００．４６８㎡
設置年度　　平成６年度

６　実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

利用団体であった桃生町物産観光協会が令和８年３月３１日をもって退去したことから、廃止の影響はないもの。

【市財政への負担】

維持管理費の削減が図られる。

８７９千円（令和７年度決算　光熱水費、役務費、委託料等）
（財源）桃生インフォメーションプラザ電気料等雑入　２０４千円
一般財源
※令和８年度は予算なし

７　他の自治体の政策との比較検討

８　今後の予定及び施行予定年月日

令和８年１２月　　市議会第４回定例会に石巻市桃生インフォメーションプラザ条例の廃止について提案（施行予定年月日：令和９年１月１日）
令和９年　１月　　石巻市桃生インフォメーションプラザ廃止

９　その他

廃止後の施設の対応については今後検討する。